

社会福祉法人洋野町社会福祉協議会役員等の報酬、旅費及び費用弁償  
に関する規程

平成 30 年 2 月 21 日全部改正

社会福祉法人洋野町社会福祉協議会役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程（平成 18 年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人洋野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬、旅費及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

（役員等）

第 2 条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 各種委員会委員等
- (5) その他会長が必要と認めた者

（報酬）

第 3 条 前条の規定に掲げる理事のうち、会長、副会長の報酬は、別表 1 のとおりとする。

2 前項のほか、会長・副会長を除く、役員等の報酬は別表 2 のとおりとする。

3 岩手県及び洋野町の職員が前条に定める役員等に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

（報酬の支給方法）

第 4 条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

(1) 年額報酬については、毎年 9 月末・3 月末日に支給する。

(2) 役員等が会議等へ出席したときの報酬は、開催時に支給する。

2 報酬は、現金により、本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（旅費）

第 5 条 役員等が会務のため旅行する場合の旅費の支給額は、本会職員の給与、旅費規程を準用する。ただし、特別の理由により、これによりがたい場合は、会長がその都度定める。

2 役員等以外の者が、会務のため旅行する場合には、会長がその都度定める。

（費用弁償）

第 6 条 役員等が、その職務のため、会議等へ出席したときは、費用弁償を行

う。

2 費用弁償の支給額は、本会職員の給与、旅費規程を準用する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

別表1 (第3条関係)

区 分	報 酬 額
会 長	年額 250,000 円
副会長	年額 60,000 円

別表2 (第3条関係)

区 分	報 酬 額
理 事	日額 5,000 円
監 事	日額 5,000 円
評議員	日額 3,000 円
各種委員会委員等	日額 3,000 円

附 則

この規程は、平成30年2月21日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日一部改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。